

岩手県告示第404号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成28年4月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
社会福祉法人 正受会	下閉伊郡山田町船越 第6地割144番地8	下閉伊郡山田町山田 第16地割9番地10	平安荘デイサービス センター	下閉伊郡山田町船越 第6地割100番地3	平成19年4月11日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者			居宅介護支援事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
社会福祉法人 正受会	下閉伊郡山田町船越 第6地割144番地8	下閉伊郡山田町山田 第16地割9番地10	平安荘デイサービス センター指定居宅介 護支援事業所	下閉伊郡山田町船越 第6地割100番地3	平成20年4月1日

3 介護予防通所介護

介護予防事業者			介護予防事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
社会福祉法人 正受会	下閉伊郡山田町船越 第6地割144番地8	下閉伊郡山田町山田 第16地割9番地10	平安荘デイサービス センター	下閉伊郡山田町船越 第6地割100番地3	平成19年4月11日